

陳情第151号	受理年月日	令和元年10月15日
付託委員会	保健福祉委員会	
件名	国による妊産婦医療費助成制度創設並びに福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止を求める意見書の採択について	
要旨	<p>2018年12月8日の参議院本会議で、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（成育基本法）が全会一致で成立した。</p> <p>成育基本法では、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的に掲げ、社会的、経済的状況にかかわらず、安心して次代の社会を担う子供を生み、育てることができる環境が整備されるように推進することを基本理念とし、国は成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有し、自治体は国との連携を図りつつ、地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとしている。</p> <p>成育基本法の実現には、妊産婦に対して疾患や受診科目による制限のない妊産婦医療費助成制度を国が創設することが重要である。</p> <p>また、妊産婦医療費助成制度を初めとして、自治体が独自に現物給付で福祉医療制度を実施している場合には、国保国庫負担金が削減される</p> <p>就学前までの子ども医療費助成については、2018年4月から削減措置が廃止されたが、就学前までの子ども医療費だけでなく、全ての福祉医療制度について、国保国庫負担金の削減措置を廃止すべきである。</p> <p>については、国による妊産婦医療費助成制度創設並びに福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止を求める意見書を採択していただきたい。（意見書案は別紙のとおり）</p>	